

広電軌道敷の交差点部における軌道敷の整備事業について

軌道敷の損傷が諸交通の通行及び歩行者の横断通行の支障原因となっている交差点について、双方の費用負担により実施することとしている。

- ・ 軌道敷の維持管理は、広電が実施する。
- ・ 交差点部の整備については国の規定を準用し、市と広電が工事毎に負担額を定めた協定を締結し改良事業（原則、横断歩道部を含む）を実施する。
- ・ この整備事業は、広電が実施する。（道路管理者が行うのは、軌道敷の損傷が真に自動車の通行に起因することが明らかであり、かつ、道路管理上、道路管理者が自ら修繕を行うことが適当である場合に限る。）
- ・ 事業費の負担割合は、
 - 舗装厚部分：道路管理者負担 100%
 - レール部分：軌道経営者 100%
 - 路盤、路床（舗装、レール下の部分）：双方 1/2
- ・ 車両の通行による損傷に加え、歩きにくいとの苦情や横断歩道を渡る歩行者の安全性等を踏まえ、優先順位を決めた上で順次整備事業を進める。